

平野区生涯学習推進員要綱

(目的)

第1条 この要綱は、平野区における生涯学習推進員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 生涯学習推進員は、地域における生涯学習の振興に関し、大阪市生涯学習推進員設置要綱第2条に基づき、次の任務をおこなう。

- (1) 生涯学習ルーム事業の支援
- (2) 区民に対する学習相談や情報提供、生涯学習についての啓発
- (3) 区民の学習ニーズの収集、人材の発掘
- (4) その他生涯学習の振興のために区長が定める事項

(委嘱予定者の推薦)

第3条 区長は、各校下の生涯学習ルーム運営委員長の推薦に基づき、委嘱予定者を決定し、名簿をとりまとめ教育委員会に提出する。

(細則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が定める。

(附則) この要綱は平成26年4月1日から施行する。